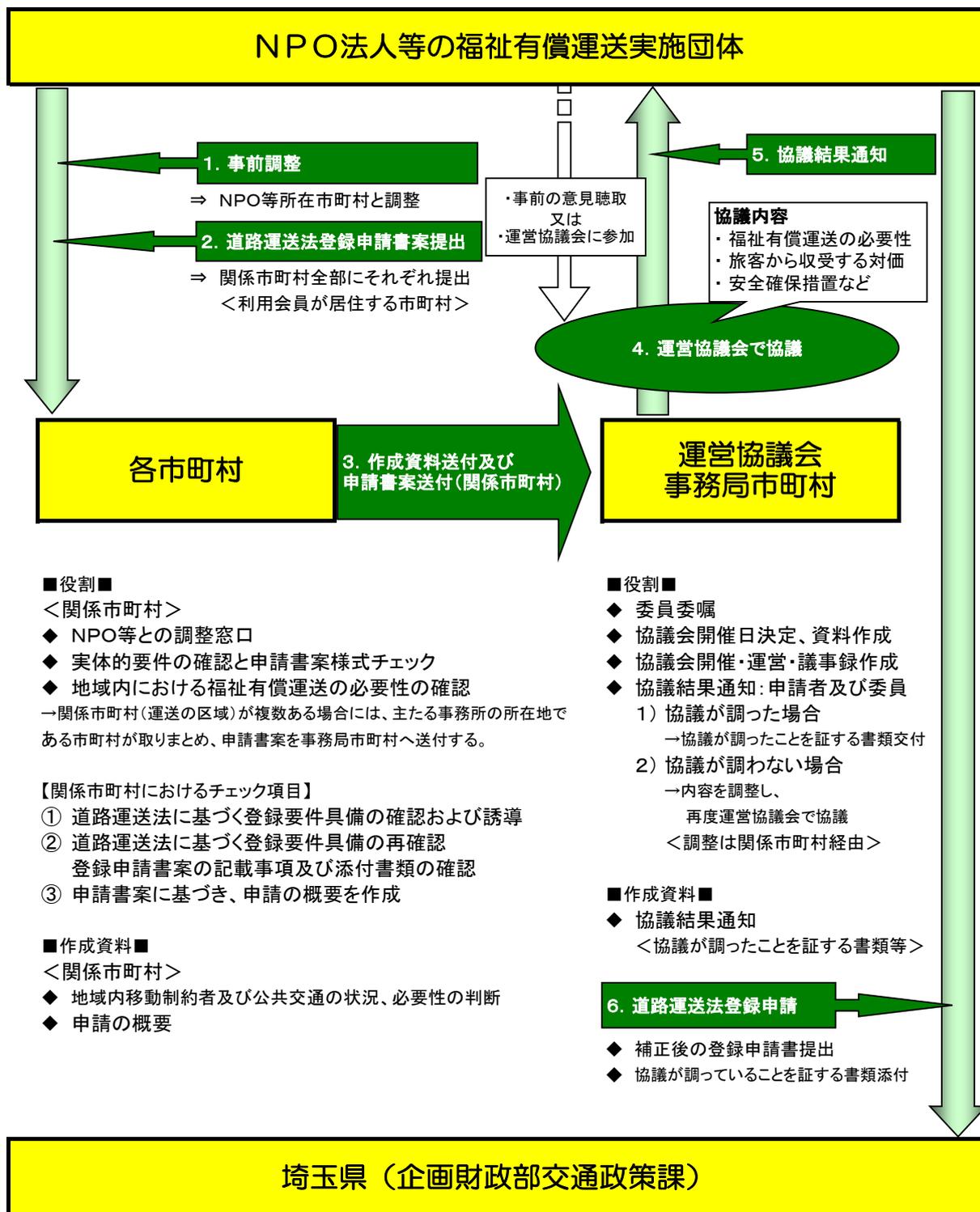


# 福祉有償運送登録(道路運送法第79条)申請手続きの流れ



■役割■

<関係市町村>

- ◆ NPO等との調整窓口
- ◆ 実体的要件の確認と申請書案様式チェック
- ◆ 地域内における福祉有償運送の必要性の確認  
→関係市町村(運送の区域)が複数ある場合には、主たる事務所の所在地である市町村が取りまとめ、申請書案を事務局市町村へ送付する。

【関係市町村におけるチェック項目】

- ① 道路運送法に基づく登録要件具備の確認および誘導
- ② 道路運送法に基づく登録要件具備の再確認  
登録申請書案の記載事項及び添付書類の確認
- ③ 申請書案に基づき、申請の概要を作成

■作成資料■

<関係市町村>

- ◆ 地域内移動制約者及び公共交通の状況、必要性の判断
- ◆ 申請の概要

■役割■

- ◆ 委員委嘱
- ◆ 協議会開催日決定、資料作成
- ◆ 協議会開催・運営・議事録作成
- ◆ 協議結果通知:申請者及び委員
  - 1) 協議が調った場合  
→協議が調ったことを証する書類交付
  - 2) 協議が調わない場合  
→内容を調整し、再度運営協議会で協議  
<調整は関係市町村経由>

■作成資料■

- ◆ 協議結果通知  
<協議が調ったことを証する書類等>

**6. 道路運送法登録申請**

- ◆ 補正後の登録申請書提出
- ◆ 協議が調っていることを証する書類添付

※要件を具備していれば約1か月で登録証を交付